

様式第5号(第17条関係)

じん肺管理区分等通知書		
氏名 住所		
年　　月　　日都道府県労働局長により、じん肺法（第13条第2項(同法第16条の2第16条第2項において準用する場合を含む。)）の規定に基づきじん肺管理区分が決定されたので通知します。		
健　康　管　理　上　留　意　す　べ　き　事　項		
じん肺管理区分	管　理　1	じん肺の所見はなく、特に就業上の制限はありません。
	管　理　2	粉じんにさらされる程度を少なくすることが必要です。
	管　理　3イ	粉じんにさらされる程度を少なくすることが必要です。場合によっては、粉じん作業から作業転換することが望されます。
	管　理　3ロ	粉じん作業から作業転換することが望れます。
	管　理　4	療養が必要です。
合併症	(　　)にかかつて いる。	療養が必要です。
年　　月　　日		職 事業者 氏名
		印

備考

- 「じん肺管理区分」の欄は、該当するじん肺管理区分を○で囲むこと。
- 「合併症」の欄は、合併症にかかつている場合に、()の中にその合併症の名称を記入すること。